

障第1558号
令和6年1月29日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について

日頃は県内の障がい福祉施策の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、こども家庭庁より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては誤嚥によるこどもの窒息事故防止のため、貴法人各施設等におかれましては、こども家庭庁通知に掲載の資料等を参照のうえ、事故防止及び事故発生時の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		